

婦人科の受診のご案内

埼玉協同病院・ふれあい生協病院

埼玉協同病院は、2026年4月より「紹介受診重点医療機関」となりました。
埼玉協同病院の受診には、原則として紹介状(診療情報提供書)が必要です。



埼玉協同病院

紹介状をお持ちの方などが受診されます

- ・ 紹介状をお持ちの方
- ・ 妊娠・出産の方
- ・ 検診で異常を指摘された方
- ・ HPVワクチン接種をご希望の方



ふれあい生協病院

身近な窓口としてご受診いただけます

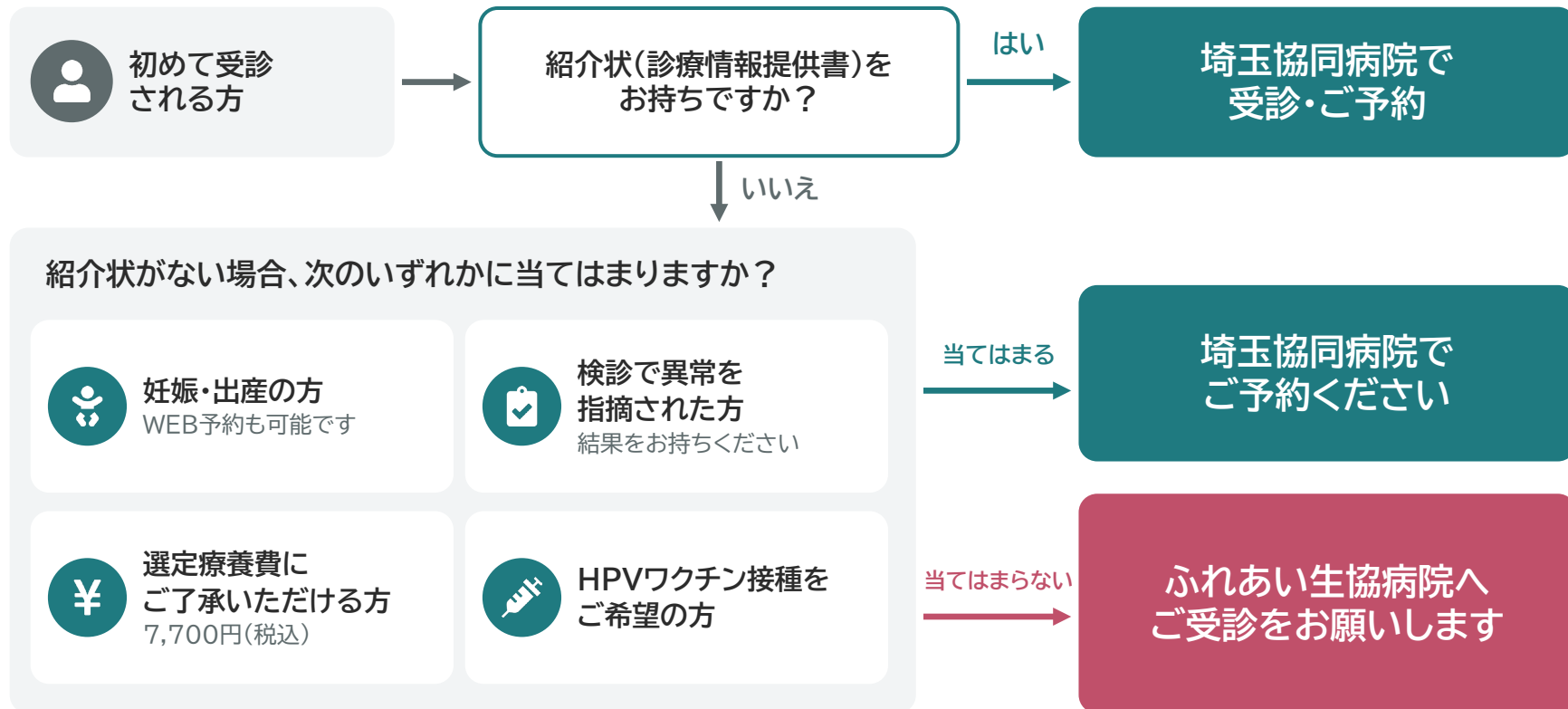
- ・ はじめての症状の方
- ・ 紹介状をお持ちでない方

※紹介状がなく、埼玉協同病院の受診条件(左記)に当てはまらない方

隣接する2つの病院で役割を分担し、地域の皆さまの受診をお支えています。

埼玉協同病院の受診が初めての方

当てはまる項目をたどって、受診先をご確認ください



埼玉協同病院を受診したことがある方

今回の受診の理由によって、受診先が異なります



前回と同じ理由での受診
(定期検診の中断など)



紹介状をお持ちのうえ
埼玉協同病院でご予約ください

紹介状がない場合は、ふれあい生協病院へご受診ください



定期通院中の方で
急な症状がある場合



埼玉協同病院でご予約ください



今回はじめての症状の場合
または、紹介状がない場合



ふれあい生協病院へ
ご受診をお願いします

受診の前にご確認ください



紹介状をお持ちください

次の方は、紹介状をお持ちのうえ埼玉協同病院をご受診ください。

- ・ 埼玉協同病院に初めて受診される方
- ・ 以前に受診したことがあっても、しばらくぶりの方
- ・ かかりつけのクリニックがある方(内科や小児科でも)



選定療養費について

紹介状をお持ちでない場合、診察料とは別に「選定療養費」(特別の料金)がかかります。

選定療養費

7,700円(税込)

ご不明な点は、各病院の受付までお気軽にお問い合わせください。